地方財政法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百三十五号

地方財政法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、地方交付税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第五号）の施行に伴い、並びに地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の三第四項第一号及び第五条の四第一項第一号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第二条第五号及び第六号並びに第十一条ただし書並びに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）附則第五条後段の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方財政法施行令の一部改正）

第一条　地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

附則第九条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とする。

附則第十条を削り、附則第十一条を附則第十条とする。

附則第十二条の見出し中「以後」を「及び令和五年度」に改め、同条中「以後の各年度」を「及び令和五年度」に改め、「当分の間」を削り、同条の表第一号イの項中「における」の下に「地方交付税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第五号）第三条の規定による改正前の」を加え、同表第五号の項中「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令」を「地方財政法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第百三十五号）第二条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令」に改め、同条を附則第十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

（令和六年度以後における標準的な規模の収入の額の特例）

第十二条　令和六年度以後の各年度における第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号イ	第十四条
附則第七条の二及び第七条の三の規定の適用がないものとした場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第八条第一項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条（以下この条において「読替え後の地方交付税法第十四条」という。）に読替え後の地方交付税法第十四条の規定により算定した分離課税所得割交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第七条の四の規定により指定都市に対し交付するものとされる分離課税に係る所得割に係る交付金をいう。第三号において同じ。）の交付見込額（以下イ及び次号において「特定交付見込額」という。）を加算した額から読替え後の地方交付税法第十四条の規定により算定した分離課税所得割交付金の特定交付見込額を控除した額	から同条

	第一号ロ	及び航空機燃料譲与税	、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金
		合算額	合算額から特定交付見込額を控除した額
第二号		地方交付税法第十四条	読替え後の地方交付税法第十四条
		地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）	地方税法
		同条	読替え後の地方交付税法第十四条
		同法第十四条	読替え後の地方交付税法第十四条
		から	に特定交付見込額を加算した額から
		合算額	合算額から特定交付見込額を控除した額
第三号		同法第十四条	読替え後の地方交付税法第十四条
		同条	読替え後の地方交付税法第十四条
		及び森林環境譲与税	、森林環境譲与税、交通安全対策特別交付金及び分離課税所得割交付金
第四号		同法第十四条	読替え後の地方交付税法第十四条
		同条	読替え後の地方交付税法第十四条
		及び森林環境譲与税	、森林環境譲与税及び交通安全対策特別交付金
第五号		地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）	地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）第二条の規定により読み替えられた地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七条の二の規定により読み替えられた同令
		第二項	地方自治法施行令第二百十条の十二第二項
		基準財政収入額	基準財政収入額（地方交付税法附則第七条の二第二項及び第七条の三第二項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により算定した額がある場合には当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法による額がある場合には当該額に相当する額を控除した額を加算した額とする。）
		及び森林環境譲与税	、森林環境譲与税及び交通安全対策特別交付金

附則第十三条を削る。

附則第十四条中「附則第九条第二項及び第十二条」を「附則第九条第一項及び第十一条」に改め、同条を附則第十三条とする。